

# 衆議院法務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 4 月 6 日（火）、第 10 回の委員会が開かれました。

## 1 少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 35 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人） 東京大学大学院法学政治学研究科教授	川出敏裕君
少年犯罪被害当事者の会代表	武るり子君
被害者と司法を考える会代表	片山徒有君
駒沢女子大学人間総合学群心理学類教授	須藤明君

（質疑者） 中曽根康隆君（自民）、吉田宣弘君（公明）、串田誠一君（維新）、寺田学君（立民）、藤野保史君（共産）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 中曽根康隆君（自民）

- （1） 将来的に少年法の適用年齢の引下げを検討する必要性についての川出参考人及び武参考人の見解
- （2） 18 歳及び 19 歳の者に係る事件に関して、全件を家庭裁判所に送致することとしつつ、原則逆送事件の対象を拡大することについての片山参考人と須藤参考人の評価
- （3） インターネットが普及している現状の下で推知報道の解禁が少年の社会復帰の支障となるとの意見に対する武参考人の見解

### 吉田宣弘君（公明）

- （1） 昨年 8 月に福岡県で当時 15 歳の少年が起こした商業施設内での女性刺殺事件の遺族の発言に対する武参考人及び片山参考人の受け止め
- （2） 法制審議会における刑事法制に関する議論に犯罪被害者が参加していることの意義についての川出参考人の見解
- （3） 18 歳及び 19 歳の者の事件に関して、必要的逆送ではなく原則逆送事件の対象拡大としたことの意義についての川出参考人の見解
- （4） 今回の改正内容を踏まえた今後の家庭裁判所の役割に対する須藤参考人の見解

### 串田誠一君（維新）

- （1） 刑事処分では執行猶予が相当とされる事案の本法案で想定される取扱いについての川出参考人の見解
- （2） 刑事処分では加害者が裁判で謝罪の姿勢を示したことを酌んで執行猶予となっても実際にはその後に被害者に対する謝罪がないおそれのある刑事処分より加害少年に教育的働きかけのある保護処分が望ましいとの意見についての武参考人の見解
- （3） 片山参考人の改善更生する機会を多様に用意する必要があるとの意見の具体的内容
- （4） 法定刑を厳罰化すると逆効果となる具体的な理由についての須藤参考人の見解
- （5） 少年法の適用年齢引下げに伴って家庭裁判所のプロベーション機能が低下するとする須藤参考人の意見の具体的説明

### 寺田学君（立民）

- （1） 加害者の心からの謝罪を導き出すには少年院と刑務所のどちらがよいのかについての片山参考人の

考え

- (2) 今回の改正により罪を犯した者が心からの謝罪をすることなく社会に戻ってしまうのではないかとの懸念に対する武参考人の見解

**藤野保史君（共産）**

- (1) 特定少年に対する保護処分の正当化根拠が侵害原理であるとするよりはより刑事処分に近いものとなるのではないかとの考えに対する川出参考人及び須藤参考人の見解
- (2) 原則逆送事件の対象拡大により家庭裁判所調査官が調査を尽くしても保護処分の許容性を導くことの困難が更に増すとの考えに対する須藤参考人の見解
- (3) 今回の改正は 18 歳以上の少年だけでなく、17 歳の少年に対する調査及び処遇にも影響が及ぶとする須藤参考人の見解の確認
- (4) 今回の改正が犯罪被害者及びその遺族への反省と謝罪につながるか否かについての武参考人及び片山参考人の見解

**高井崇志君（国民）**

- (1) 片山参考人が代表する「被害者と司法を考える会」が昨年 6 月に法務大臣等に提出した意見書の趣旨
- (2) 法制審議会での議論中に与党のプロジェクトチーム合意が出されたことに対する川出参考人の所感
- (3) 18 歳及び 19 歳を少年法の対象から外した上で、家庭裁判所での審判や少年院での処遇などの現行少年法で機能している手続や処分を準用するとの考えに対する各参考人の見解
- (4) SNS が普及した現状において推知報道の禁止を一部解除することの弊害についての川出参考人の見解